

## 船橋市民ヘルスマーケティング実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JAGES 調査（健康とくらしの調査）結果や他の地区分析による資料データ等を基に24地区コミュニティ別の現状と課題並びに論点を市民とともに整理し、その解決に向け、楽しみながら健康づくり及び介護予防ができる予防医学を推進し、地区コミュニティの活性化を図る。また、地域保健法に定める保健センターによる市民の健康の保持及び増進に係る事業として地区診断を行うため、情報収集、調査及び研究を行う。以上の目的を遂行するために船橋市民ヘルスマーケティング（以下「マーケティング」という）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施場所と回数)

第2条 マーケティングは、船橋市内26公民館にて年2回実施する。

(参加者)

第3条 マーケティングの参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 原則65歳以上の市民
- (2) 地域で健康づくり及び介護予防の活動を支援する者

(実施内容)

第4条 マーケティングは、以下の内容で実施する。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等により広く参加者を募る。
- (2) それぞれの地区の特徴や課題について、PDCAサイクルで展開し、その結果をフィードバックしていくことにより、予防医学に基づく「まちづくり」に向けた取り組みを話し合いにより検討する。
- (3) マーケティング内容は、自由な意見交換の場であるが、健康づくりや介護予防に資するものとする。
- (4) 場合により、それぞれの地区コミュニティの課題にあった内容の講師を招聘する。

(その他)

第5条 個人の秘密に関する事項が検討される場合は、その取扱いについては十分留意しなければならない。

(事務局)

第6条 事務局は、健康部健康づくり課内に置く。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。